



全社協・地域福祉部 News File No.34

令和2年7月20日号
社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉部／全国ボランティア活動振興センター
<https://www.zcwvc.net/>

今号のトピック

被災地支援・災害VC

- 令和2年7月豪雨災害における被災地支援・災害ボランティア情報
- 「災害ボランティアの皆さんへ～活動にあたっての衛生配慮にかかるガイドライン～【第1版】」のご案内

未来の豊かな“つながり”アクション

- ひとり暮らしの高齢者を励まそう！手書きの手紙で交流！ 大阪大学学生グループ「すいすい吹田」×五月が丘地区福祉委員会×吹田市社会福祉協議会（大阪府・吹田市社会福祉協議会）
- オンラインサロン～新型コロナウイルス感染拡大下におけるICTを活用した地域のつながりづくり～開催案内

全社協からのお知らせ

- 地域福祉推進委員会「第3回正副委員長会議」（令和2年7月7日）
- 地域福祉推進委員会「第2回企画小委員会」（令和2年7月2日）
- 地域福祉推進委員会「第1回市区町村社協介護サービス経営研究会幹事会」（令和2年6月30日）
- 全社協・政策委員会「令和2年7月豪雨」における災害福祉支援活動を進めるための緊急要望」（令和2年7月13日）

新型コロナウイルス関連

- 「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に関するQ&A」（令和2年7月14日）

制度・施策等の動向

- 厚生労働省「令和2年度 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議」（令和2年7月17日）
- 厚生労働省「第25回社会保障審議会福祉部会」（令和2年7月15日）

情報提供・ご案内

- 全社協 新刊図書「社会福祉法人制度改革対応版 社会福祉法人会計基準関係資料集〔第2版〕」のご案内
- 全社協 新刊図書「地域福祉ガバナンスをつくる」の刊行予告
- 中央共同募金会「外国にルーツがある人々への支援活動応援助成」公募のご案内
- 中央共同募金会「NHK ウィズコロナ・プロジェクト「みんなでエール」との連携について」

＜配信先＞

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部
市区町村社会福祉協議会

«配信元»

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センター
TEL : 03-3581-4655/4656 E-mail c-info@shakyo.or.jp

被災地支援・災害VC

令和2年7月豪雨災害における被災地支援・災害ボランティア情報

令和2年7月豪雨災害により亡くなられた方に謹んでお悔やみを申しあげますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申しあげます。

また、被災地において、災害対応にご尽力されている方々に敬意を表します。

全社協では、7月6日、災害福祉対策本部を設置しました。また、JVOAD（全国災害ボランティア支援団体ネットワーク）、支援P（災害ボランティア活動支援プロジェクト会議）と連携して、被災地の情報収集を行っています。

7月8日、九州の各県・指定都市社協（福岡県、北九州市、福岡市、佐賀県、長崎県、熊本県、熊本市、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）と全社協（地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センター／政策企画部 災害福祉支援活動推進室）では、WEBによる情報共有会議を開催し、被災状況と今後の支援についての考え方を共有しました。

7月10日から、全社協職員2名（全国ボランティア・市民活動振興センター／政策企画部災害福祉支援活動推進室）を中心共同募金会職員とともに被災地（大分県、福岡県、熊本県）に派遣し、被災状況の確認とともに県社協との情報共有を行っています。

この間、近畿、中国、四国ブロック各府県・指定都市社協と全社協による情報共有を行っています。各ブロック内の府県・指定都市社協による情報共有の会議をそれぞれWEBにより開催し、全社協も参加しました。

- ・7月15日 四国ブロック
- ・7月16日 中国ブロック
- ・7月17日 近畿ブロック

会議では、被害が発生している県からの報告とともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止下における支援のあり方、他県からの応援派遣のあり方について情報共有を行いました。

全社協 地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センターでは、下記のホームページで被災地支援、災害ボランティア等の情報を随時更新してまいります。

全社協 被災地支援 災害ボランティア情報
<https://www.saigaivc.com/>

「災害ボランティアの皆さんへ～活動にあたっての衛生配慮にかかるガイドライン～【第1版】」のご案内

令和2年7月15日、全社協・全国ボランティア・市民活動振興センターでは、医師の監修のもと、「災害ボランティア活動にあたっての衛生配慮にかかるガイドライン」をまとめました。

[全社協 被災地支援・災害ボランティア情報 2020（令和2）年7月豪雨 特設ページ](https://www.saigaivc.com/202007/)
<https://www.saigaivc.com/202007/>

未来の豊かな“つながり”アクション

- ◎ 新型コロナウイルス感染症状況下において、各社協で創意工夫のもと展開されている、“つながり”を維持する活動や、新たな“つながり”を創り出す活動を紹介します。
- ◎ また、随時、ホームページに掲載する事例も募集しております。z-chiiki@shakyo.or.jp までご応募ください。

ひとり暮らしの高齢者を励まそう！手書きの手紙で交流！ 大阪大学学生グループ「すいすい吹田」×五月が丘地区福祉委員会×吹田市社会福祉協議会

(大阪府・吹田市社会福祉協議会)

大阪大学学生グループ「すいすい吹田」では、高齢者等の外出自粛による心身への影響を危惧し何か出来ることがないか考えていました。そこで平成30年6月の大坂府北部地震時に吹田市災害ボランティアセンターで活動したつながりから、運営していた**吹田市社会福祉協議会**（以下、**吹田市社協**）に相談しました。

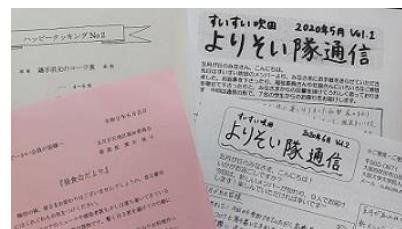
また五月が丘地区福祉委員会では、主催する昼食会（一人暮らし高齢者対象）が開催自粛となりました。そこで高齢者に配布していた昼食会開催案内チラシを生活支援情報（体操、脳トレ、詐欺被害防止チラシ等）に変更。訪問・配布しながら安否確認を行い、高齢者の声（外出自粛で生活に影響が出ている等）を吹田市社協に報告していました。



吹田市社協では五月が丘地区福祉委員会からの報告や、同地区的防災訓練に参画していた「すいすい吹田」からの相談を受け、両者をコーディネート。「すいすい吹田」は五月が丘地区福祉委員会より「新型コロナウイルス感染症拡大で外出できず、人と話す機会が減ったため声が出にくくなつた」という高齢者の話を聞きました。その後、大学生、日本災害救援ボランティアネットワーク(NVNAD)、五月が丘地区福祉委員会、吹田市社協とで、オンライン会議で検討し、学生が書いた手紙を高齢者に届ける取り組みを始めました。

手紙を配布するのは、日頃から高齢者のお宅に訪問している五月が丘地区福祉委員会です。4月からは「すいすい吹田」の申し出を受け「昼食会だより」に加え「よりそい隊通信」も一緒に届けるようになりました。また福祉委員会も「フレイル予防になれば」と独自に返信用封筒を同封。高齢者から大学生に返事を書く機会を提供しフレイル予防の機会を作りました。高齢者からは大学生に感謝の言葉や家で過ごしている様子をつづった返事も届いています。

「すいすい吹田」のメンバーは、状況が落ち着いたら福祉委員会や高齢者に直接会ってご挨拶もしたいと話しています。これを機会に大学生と地域の新たなつながりが生まれることが期待されます。



<https://tunagari-action.jp/>

オンラインサロン～新型コロナウイルス感染拡大下における ICT を活用した地域のつながりづくり～ 開催案内

新型コロナウイルス感染拡大で、人と人が互いに接触する機会を減らすことを求められ、これまで地域において、住民・市民が人に寄り添い、つながりづくりを進めてきたボランティア活動や市民活動にとって力を発揮しにくい状況になっています。

こうした状況の中、ICTなどコミュニケーションツールを活用したつながりづくりが社協や団体の中でも注目されはじめています。そのため、「全国アクション」のホームページに掲載した事例の中で、ICTを活用した取り組みを実施する社協・団体から、ツールの活用方法や工夫をうかがい、参加者と意見共有ができるオンラインサロンを開催します。

オンラインサロン

～コロナ禍のICTを活用した地域のつながりづくり～

地域のつながりを継続するために2つの事例から
ICTの活用方法などを意見交換しましょう！

①パソコン・スマートフォン等から申込
フォームにアクセスし、参加申込をします。
②申込後に当日参加いただくZOOMのURL・
ID・パスワードが届きますので、URLに
ログインして参加してください。

2020.8.5(水) 18:00-19:30
ZOOM 事例報告 & 意見交換

Withコロナボランティアの
心得に！オンライン講座開講
～消毒・換気・ハンドケア～
(神戸市兵庫区社会福祉協議会)

オンラインを活用した
子どもの学びの場づくり
(島根県出雲市・子どもの学習支援
ボランティア「てごほ～む」)

全国社会福祉協議会
TEL:03-3581-4655
E-mail:z-chiiki@shakyo.or.jp

【実施日時】令和2年8月5日（水）18時～19時30分

【実施方法】Zoom会議

【プログラム（予定）】

- ① 事例提供事例紹介を通じて、ICTツールの活用方法の紹介、活用した効果（メリット、市民の反応）、苦労したことなどを報告いただきます。
- ② ZOOM参加者でグループごとの意見交換Zoom上で小グループをつくり、参加者の問題意識や取り組み、質問したいことを共有します。
- ③ グループで事例についての質問をチャットで共有し、事例提供者などからアドバイス。

【参加費】無料

【参加対象】社協職員、社会福祉法人・福祉施設、生活協同組合、ボランティア団体・個人、民生委員・児童委員、行政、NPOなど

【申込方法】

下記申込フォームにアクセスし、参加申します。

（申込フォーム <https://forms.gle/kYPr3UfnUQzQ9XEb9>）

【申込締切】令和2年8月3日（月）

※詳細はホームページ（<https://www.zcwvc.net/>）をご確認ください。

全社協からのお知らせ

地域福祉推進委員会「第3回正副委員長会議」(令和2年7月7日)

令和2年7月7日、全社協・地域福祉推進委員会「第3回正副委員長会議」をWEB会議にて開催し、①令和2年7月豪雨への対応、②第2回常任委員会の文書審議、③新型コロナウイルスへの対応状況、④常設委員会での検討状況について（報告）について協議を行いました。

令和2年7月豪雨への対応については、被災県社協の状況を正副委員長間で共有し、被災県社協に対して迅速に福祉救援活動資金を送金できるように準備を進めることを確認しました。

また、第2回常任委員会の文書審議については、以下の4つの議案について常任委員会で文書審議を行うこととしました。



議案①：令和元年度地域福祉推進委員会事業報告（案）について

議案②：令和元年度地域福祉推進委員会決算について

議案③：市区町村社協経営指針第2次改定（案）について

議案④：全国経営協との共同宣言（案）について

その他、各社協における新型コロナウイルスへの対応状況や常設委員会（企画小委員会、市区町村社協介護サービス経営研究会幹事会）での検討状況について正副委員長間で共有を図りました。

次回、「第4回正副委員長会議」は8月6日にWEB会議にて開催する予定です。

地域福祉推進委員会「第2回企画小委員会」(令和2年7月2日)

令和2年7月2日、全社協・地域福祉推進委員会「第2回企画小委員会」をWEB会議にて開催し、①市区町村社協経営指針第2次改定案、②新型コロナウイルス状況下における社協活動の展開、③これまでの企画小委員会での指摘事項への対応状況について（報告）について協議を行いました。

市区町村社協経営指針第2次改定案については、都道府県・指定都市社協からの意見や『全社協福祉ビジョン2020』、令和2年の改正社会福祉法等を踏まえた修正案をもとに、とりまとめに向けた検討を行いました。



また、新型コロナウイルス状況下における社協活動の展開については、「新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した地域住民等による福祉活動・ボランティア活動の進め方（案）」をもとに検討を行いました。

さらに、これまでの企画小委員会での指摘事項（①情報発信の充実、②「地域における公益的な取組」の現況報告書への記載、③令和3年度介護報酬改定に向けた検討、④市区町村社協における会計業務の全国一斉点検）について進捗状況を確認し、今後の検討の方向性等について委員間で共有を図りました。

次回、「第3回企画小委員会」は8月26日にWEB会議にて開催する予定です。

地域福祉推進委員会「第1回市区町村社協介護サービス経営研究会幹事会」（令和2年6月30日）

令和2年6月30日、全社協・地域福祉推進委員会「第1回市区町村社協介護サービス経営研究会幹事会」をWEB会議にて開催し、①介護サービス事業所の新型コロナウイルスへの対応状況、②令和3年度介護報酬改定に向けた検討について協議を行いました。

介護サービス事業所の新型コロナウイルスへの対応状況について、各社協で実施する介護サービス事業所の現状について意見交換を行い、今後の課題として、保健所（行政）との連携（特に感染時）や情報提供のあり方、ICTの対応、県外から移動者への対応等が挙げられました。



また、各社協で実施する介護サービス等の状況等を踏まえ、令和3年度介護報酬・基準の改定に向けた課題や具体的な提案事項等について検討を行いました。

令和3年度の介護報酬・基準の改定の要望においては、社協の提供する介護サービスが地域共生社会の実現に向けた取組に資することを強調し、主に、①予防プラン作成報酬の引き上げ、②ケアマネジャーの処遇改善、③処遇改善加算の使途の弾力化、④特別地域加算の弾力化と引き上げの4点を中心に要望内容を整理していくことを確認しました。

今回の幹事会での議論を踏まえ、8月頃に、令和3年度の介護報酬・基準の改定に向けた市区町村社協アンケートを実施する予定です。

次回、「第2回市区町村社協介護サービス経営研究会幹事会」は9月7日にWEB会議にて開催する予定です。

【参考】NORMA 社協情報バックナンバー（No.327）

「介護保険事業経営の意義と経営基盤の強化」の事例

- 役職員が一丸となって取り組んだ組織の体質（経営）改善
（青森県・藤崎町社協）
- 見える化と自立支援の取り組みを通じた組織基盤の強化
（奈良県・大淀町社協）
- 社協の発展強化計画に基づく組織・財政の基盤強化と人材育成
（熊本県・天草市社協）



全社協・政策委員会「「令和2年7月豪雨」における災害福祉支援活動を進めるための緊急要望」（令和2年7月13日）

令和2年7月13日、全社協・政策委員会は武田良太内閣府特命担当大臣（防災）に「令和2年7月豪雨」における災害福祉支援活動を進めるための緊急要望書を提出しました。

今回の要望書では、全社協・地域福祉推進委員会「第3回正副委員長会議」（令和2年7月7日）での議論等を踏まえ、新型コロナウイルス禍のなかであっても迅速かつ効果的な災害福祉支援活動が可能となるよう、①災害ボランティアセンターの設置・運営費に対する公費負担の実現、②災害ボランティアセンターに対する衛生用品の優先的提供、③生活支援相談員の早期配置と対象範囲の拡大、④災害福祉支援活動の法定化を要望しています。

全社協・政策委員会 「令和2年7月豪雨」における災害福祉支援活動を進めるための緊急要望
<http://zseisaku.net/data/te020713.pdf>

新型コロナウイルス関連

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に関するQ&A」 (令和2年7月14日)

令和2年7月14日、厚生労働省は、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に関するQ&A」を示しました。

この中で、慰労金の支給要件（障害福祉サービス施設・事業所等に勤務し、利用者と接する職員で、①支給対象施設・事業所で通算して10日以上勤務し、②「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員）について、具体的な取り扱いが以下のとおり示されています。

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に関するQ&A 慰労金支給に関するポイント

※ 全社協地域福祉部整理

<基本的な考え方>

- 利用者との接触とは、身体的接触に限られるものではなく、対面する、会話する、同じ空間で作業する場合も含まれる。利用者がいる建物から離れた別の建物に勤務し、物理的に利用者に会う可能性が全く無いような場合は対象とはならない。最終的な判断は都道府県が行うこととなるが、一義的には各事業者で判断することになる。【問10】
- 利用者と接触する日が1日でもあれば対象。【問10】
- 日をまたぐ夜間勤務は2日間とカウント。【問11】
- 支給額の判断も6月30日までに感染した利用者等と接した職員であるかどうかで判断。【問12】
- 地域生活支援事業は、「自治体からの要請を受けて業務を継続していた事業所」が対象となっているが、要請せずとも事業の継続が予定されていたため特段要請を出さなかった場合などは、業務を継続していた実態を踏まえ判断。【問17】
- 医療機関・介護サービス事業所等にも勤務する職員は、どの事業所を経由して慰労金を受給するのかは、各職員の判断（1人につき1か所から申請）。【問24】
- 離職者の場合、元の勤務先からの就労証明が必要。【問25】

<支給対象に含まれる>

- 「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いていれば、事務職員や栄養職員、清掃職員（業務委託受託者）も対象。【問13】
- 居宅介護事業所等において、感染症対策に配慮したサービス提供をヘルパー等と一緒に実現している場合には対象。なお、対象期間に訪問サービスを提供していないサービス提供責任者やヘルパーについても同様の取扱い。【問14】
- アルバイトや非正規職員も含まれる。【問15】
- 地域生活支援事業は、以下の事業が対象。【問18】
(市町村事業)
地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、福祉ホーム、移動支援事業、訪問入浴サービス、障害者相談支援事業、基幹相談支援

(都道府県事業)

- 盲人ホーム、福祉ホーム、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
- 自主休業した施設で勤務していた場合でも、始期より6月30日までの間で、10日間以上施設が営業し勤務していれば、支給対象（ただし、利用者と接していることが必要）。【問23】

<支給対象に含まれない>

- ボランティア。【問16】
- 6月22日以降に勤務を開始した職員は他の支給要件に関わらず支給対象とならない。【問22】

(参考) 社協における障害者総合支援法による障害福祉サービス実施率 (N=1,512 社協)
居宅介護 (60.6%)、重度訪問介護 (46.8%)、同行援護 (31.4%)
生活介護 (18.6%)、就労継続支援B型 (13.8%)、行動援護 (11.8%)

(出所)『社会福祉協議会活動実態調査等報告書 2018』

厚生労働省 障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金の支給と新型コロナウイルス感染症対策の徹底支援
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00148.html

制度・施策等の動向

厚生労働省「令和2年度 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議」(令和2年7月17日)

令和2年7月17日、厚生労働省は「令和2年度 地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議」の資料と解説動画（YouTube）を公表しました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、集合形式での会議は開催せずに、①社会福祉法の改正趣旨・改正概要、②重層的支援体制整備事業における具体的な支援フロー、③重層的支援体制整備事業の財政措置、④重層的支援体制整備事業における市町村の体制のあり方に関する資料が示されています。

また、実践者からの報告として、①福井県・坂井市、②愛知県・豊田市の事例が紹介されています。

今回の資料では、重層的支援体制整備事業（①相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業）に関して、支援フロー（イメージ）が以下のとおり示されています。

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることをめざす。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。

厚生労働省 令和2年度地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議資料
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000114092_00001.html

厚生労働省 令和2年度地域共生社会の実現に向けた市町村における包括的な支援体制の整備に関する全国担当者会議動画
<https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWhgHZ27chM1zMifEDRzrujf>

【参考】NORMA 社協情報バックナンバー（No.316）

「地域共生社会の実現に向けた社協の実践」の事例

- 住民とともに取り組む地域共生社会づくり
(大阪府・阪南市社協)
- 佐賀市における「地域共生社会の実現に向けて」の地域づくり
(佐賀県・佐賀市社協)
- ケアタウン構想による地域共生社会の実現に向けて
(神奈川県・小田原市社協)



厚生労働省「第 25 回社会保障審議会福祉部会」(令和 2 年 7 月 15 日)

令和 2 年 7 月 15 日、「第 25 回社会保障審議会福祉部会」が開催され、社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン（案）について検討が行われました。

ガイドライン（案）は、①はじめに、②社会福祉法人を取り巻く現状と課題、③事業展開の種類と期待される効果、④合併、事業譲渡等の主な手続きと留意点の 4 部で構成されています。

事業展開の種類と期待される効果では、法人間連携の現状分析として、「[社会福祉協議会](#)を通じた連携が行われ、地域づくりの一翼を担っている」と記述されています。

ガイドライン（案）の主な内容は、以下のとおりです。

社会福祉法人の事業展開に係るガイドライン（案）の概要

※ 全社協地域福祉部整理

事業展開の種類と期待される効果

【事業展開の基本的な考え方】

- 社会福祉法人が行う事業展開は、公益性・非営利性を十分に發揮し、社会福祉法人に寄せられている期待に応える非営利法人として、経営基盤を強化し良質かつ適切な福祉サービスの提供が実現しうる観点から行われるべき

【事業展開全体の効果】

- 新たな福祉サービスや複雑化、多様化した福祉課題への対応
- 一法人では対応が難しい課題への対応（外国人材の確保など）

【事業展開の種類と各々の効果】

<法人間連携>

- 合併、事業譲渡等の手続きに比べ容易で、意思決定から実行までが短時間で済む

<合併>

- 経営基盤の強化、事業効率化
 - ・ 法人が一体となり、本部機能や財務基盤が強化され、事業安定性や継続性が向上等
 - ・ スケールメリットによる資材調達などのコスト削減
- サービスの質の向上、組織活性化
 - ・ 相手方法人の人材、ノウハウ、設備等資源の活用により、サービスの質の向上
 - ・ 職員間の意識向上、新たな法人風土の醸成
- 人材育成
 - ・ 新たな領域の知識・技能・経験の交流により、スキル拡大・向上
 - ・ 外部講師招へい、外部研修参加機会の確保など、教育環境の充実

<事業譲渡等>

- 合併の効果に加え、
 - ・ 事業継続が困難になっている社会福祉事業を事業譲渡により継続
 - ・ 事業譲受けによる即戦力資源の活用や新設、増設に比べ迅速な事業展開や事業化に関する負担軽減等

合併、事業譲渡等の主な手続きと留意点

【合併、事業譲渡等に共通する事項】

- 法人所轄庁等への事前相談
- 利用者や職員に対する十分な説明と理解の促進
- 寄附財産（租税特別措置法関係）や国庫補助を受けている財産について税務署、行政庁への相談

【合併】

<主な手続き>

- 社会福祉法に規定される手続
 - ① 理事会、評議員会における合併契約の決議
 - ② 合併契約に関する書類の備置き及び閲覧等

- ③ 合併の法人所轄庁の認可
- ④ 債権者保護手続きにおける官報による公告
- ⑤ 登記手続
- ⑥ 事後開示、書面等の備置き・閲覧等

<留意点>

- 当事者法人の十分な協議、当事者間の適切な合意形成
- 消滅法人の退職役員に対する報酬について、社会福祉法に基づく手続きにより規定された基準を厳守
- 租税の取扱として、租税特別措置法第40条適用を継続する場合の申請

【事業譲渡等】

<主な手続き>

- 事業を譲受ける法人
譲受ける事業について新規の許認可等の手続き
- 事業を譲渡す法人
事業廃止などの各種手続き
- 合併と異なり、包括承継がされないため、利用者、職員、調理、清掃などの委託業務等、土地、建物など事業に関連するものは、改めて契約行為が必要

<留意点>

- 事業の譲渡しは、利用者へのサービス提供継続に資するために実施するもので、譲渡先法人の事業実施可能性等に関する事業所管行政庁へ事前協議の実施
- 相手方法人の関係者が特別の利益供与の禁止対象者（評議員、理事、監事、職員など）となる場合、特別の利益供与の禁止規定や利益相反取引の制限規定に抵触しないよう留意
- 資産を譲渡する際には、法人設立時等の寄附者の持分、剩余金の配分が無く、解散時の残余財産の帰属先が社会福祉法人、国庫等になっていることに留意し、法人外流出に当たらないよう、適正な評価を行った上で価格を検討
- 資産を譲受ける際には、不当に高価で譲受することは、法人外流出に当たる可能性があることに留意し、適正な評価を行った上で価格を検討
- 租税の取扱として、有償又は無償に関わらず、寄附財産の譲渡は租税特別措置法第40条適用の取消（納付義務）
- 一般的に有償で譲渡する場合は国庫補助金の返還（納付義務）

今後、ガイドライン（案）についてパブリックコメントが実施される予定です。

また、今回の部会では、令和元年度厚生労働省生活困窮者就労準備支援事業費等補助金社会福祉推進事業「社会福祉法人の事業拡大等に関する調査研究事業」（みづほ情報総研株式会社）で作成した『合併・事業譲渡等マニュアル』が公表されています。

厚生労働省 第25回社会保障審議会福祉部会

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12401.html

【参考】NORMA 社協情報バックナンバー（No.333）

鼎談 社協と施設経営法人の連携・協働による公益的な取り組み
～その可能性と推進に向けた課題～

- 社会福祉法人が地域福祉を推進していく意義
- 大阪府と香川県における施設経営法人の連携・協働の取り組み
- 地域共生社会の実現に向けた社協と施設経営法人の連携・協働の推進



情報提供・ご案内

全社協 新刊図書「社会福祉法人制度改革対応版 社会福祉法人会計基準関係資料集〔第2版〕」のご案内

全社協出版部では、「社会福祉法人会計基準」をはじめ、会計実務に不可欠な関係法令・通知、モデル経理規程等を収録した資料集〔第2版〕を刊行しました。



- 全国社会福祉協議会 編
- 定価本体 4,500円（税別）
- B5判・1,316頁

福祉の本 出版目録 社会福祉法人制度改革対応版 社会福祉法人会計基準関係資料集〔第2版〕
https://www.fukushinohon.gr.jp/_surl/232

全社協 新刊図書「地域福祉ガバナンスをつくる」の刊行予告

2年間にわたる『月刊福祉』の連載「地域福祉ガバナンスをつくる」を大幅に再編し、令和2年6月の改正社会福祉法にも対応した新刊図書『地域福祉ガバナンスをつくる』が近日刊行されます。

いっそう多様化・複雑化・深刻化する地域の福祉課題・生活課題。これらには、専門職のみならず地域総出による包括的支援体制の整備が求められています。そしてさらに、体制整備のためには、地域の関係者の共感に基づいた、協議・連携・協働が必要となり、「地域福祉ガバナンス」は、こうしたプロセスを重視した考え方と取り組みです。

新たに社会福祉士養成カリキュラムに盛り込まれた「地域福祉ガバナンス」は、**社協職員**をはじめとする地域福祉実践者はもちろんのこと、これから社会福祉を学ぶ学生、教員、そして地域福祉をマネジメントしていく行政職員にとっても、必須の考え方です。



- 原田正樹・藤井博志・渋谷篤男 編
- 定価本体 1,400円（税別）
- B5判・197頁



中央共同募金会「外国にルーツがある人々への支援活動応援助成」公募のご案内

新型コロナウイルス感染下において、国内に在住し、生活に困窮する外国にルーツがある人々を緊急支援する活動を、資金面から応援するため、中央共同募金会では、公益財団法人三菱財団と共同し、三菱財団×中央共同募金会～新型コロナウイルス感染下において困窮する人々を支援する～「外国にルーツがある人々への支援活動応援助成」の公募を実施します。

外国にルーツがある人々への支援活動を応援する助成事業の概要

【助成金額・規模】

- 1団体あたりの助成上限額は300万円、助成総額1億円

【助成対象団体】

- 新型コロナウイルス感染下において、国内に在住し、生活に困窮する外国にルーツがある人々を支援する活動を展開する非営利団体。
- 複数の団体が連携・協働して実施する活動も対象。
- 法人格の有無は問わないが、1年以上団体としての活動（事業）実績があり、必要書類を提出できることを要件とする。

【応募締切】

令和2年7月29日（水）必着

【応募方法】

- 下記URLから応募要項および応募書①②をダウンロードし、応募書①と②に記入のうえ、必要書類を添付して、応募要項に記載の応募先へE-mail（kikin@c.akaihane.or.jp）で応募。

中央共同募金会 三菱財団×中央共募～新型コロナウイルス感染下において困窮する人々を支援する～外国にルーツがある人々への支援活動応援助成公募受付中

<https://www.akaihane.or.jp/news/13310/>

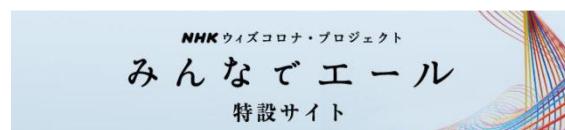
中央共同募金会「NHK ウィズコロナ・プロジェクト「みんなでエール」との連携について」

中央共同募金会とNHKでは、毎年12月に「NHK歳末たすけあい」を共催しています。

NHKでは7月から、新型コロナウイルス感染拡大の影響によって変化した新しい社会で頑張る人々に寄り添い、応援・支援することを目的に、『NHK ウィズコロナ・プロジェクト「みんなでエール』』を実施します。

このプロジェクトでは、中央共同募金会および各都道府県共同募金会が実施している「赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援全国キャンペーン」の取り組みが番組で紹介されるほか、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により日本国内で困りごとを抱えた方々を応援・支援する様々な番組を制作し、エールを送ります。

『NHK ウィズコロナ・プロジェクト「みんなでエール』』で紹介される「赤い羽根 新型コロナ感染下の福祉活動応援全国キャンペーン」では、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により起きているさまざまな生活課題の解決に取り組む活動を応援しています。地域に「つながりを絶やさず支援を届けるため」に活動を続ける民間非営利活動に、みなさまのエールをお送りください。



中央共同募金会 NHK ウィズコロナ・プロジェクト「みんなでエール」との連携について

<https://www.akaihane.or.jp/introductions/13368/>